一　法附則第五条第一項第一号に規定する助成金の交付の業務
　イ　交付先
　ロ　次に掲げる鉄道施設等（法附則第五条第一項第一号に規定する鉄道施設等をいう。以下この号において同じ。）の整備の別を明らかにした助成金の使途
　(1)　北海道旅客鉄道株式会社の輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備（当該会社又は鉄道施設等を当該会社に貸し付ける者が行うものであって、国土交通大臣が告示で定めるものに限る。）
　(2)　老朽化した鉄道施設等の更新その他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（次条第一項第二号及び附則第七条第三号において「会社」という。）の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）
　ハ～ホ　（略）
二　法附則第五条第一項第二号に規定する資金の出資の業務
　イ　出資先
　ロ　出資金の使途
　ハ　出資金の額
　ニ　出資予定期日
　ホ　その他必要な事項
三　法附則第五条第一項第三号に規定する債権の出資の業務
　イ　出資先
　ロ　出資する債権の内容及び価額
　ハ　出資予定期日
　ニ　その他必要な事項

2　機構は、前項第一号ロ若しくはホ、第二号ロ若しくはホ又は第三号ニに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3　（略）

（機構の行う利子補給金の支給の認可）

第六条　機構は、法附則第六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　支給先

二　支給先と会社との間で締結した資金の貸付けに係る契約の内容及び締結日

(2)　老朽化した鉄道施設等の更新その他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（以下この項において「会社」という。）の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　貸付金の額

ニ　貸付予定期日

ホ　貸付金の償還方法、償還期限及び据置期間

ヘ　その他必要な事項

二　助成金の交付の業務

イ　交付先

ロ　次に掲げる鉄道施設等の整備の別を明らかにした助成金の使途

(1)　北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であって、国土交通大臣が告示で定めるもの

(2)　老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

ハ～ホ　（略）

（新設）

2　機構は、前項第一号ロ、ホ若しくはヘ又は第二号ロ若しくはホに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3　（略）

（新設）